

国 労 東 海

国鉄労働組合
東海エリア本部

東京都港区新橋5-15-5
交通ビル7階

発行責任者 上野 力
編集責任者 一柳弘一

改正労働施策総合推進法が施行 パワハラは許されない 不十分な点は職場で改善を図ろう

今年、2020年6月から改正労働施策総合推進法が施行されセクシャルハラスメントやマタニティハラスメントと同様にパワーハラスメントも行ってはならないことが明記され、相談窓口の設置などの予防・対応策を事業主に義務付けられました。これに伴いJR各社では労働協約や就業規則に法に沿った内容で条文が明記されることとなります。

国労東海本部は、以前からパワハラ防止を交渉などで訴え、会社に対策を求めてきました。

また、パワハラ防止のポスター「パワハラっていじめじゃん!」を作成し、防止に向けた啓蒙活動を行ってきました。

今回のパワハラ法は禁止ではなく防止を求めている点や判例に基づいて作成された「パワハラ

に該当すると考えられる例・しないと考えられる例」などは日本労働弁護団からは使用者の弁解のためのものであるとの批判も出されています。

法制化された内容には問題が多く、法に沿った内容での労働

者の手当部分の減収が大きい乗務員の皆さんに対して会社として精一杯報いるものとして判断すると述べて、「運転主任及びび運動係の指定を受ける者は基準内賃金に2・55カ月を乗じた金額に一律に12万円を加えた額」とする回答を行いました。

国労は、5年連続のベア実施、夏季手当における会社が言う安

定額昇給とは別に100円引き また会社は、「乗務実績によ

ジェイアール東海バス

ベア100円の回答 夏季手当は2・55カ月 乗務員は一律12万円加算

ジェイアール東海バス会社は 上げる(標準乗数は4)。並行4月24日、春闘要求に対するして交渉を行ってきた夏季手当回答を行ってきました。 については2・55カ月(昨年比 回答内容は、「基準内賃金を マイナス0・15カ月)です。 また会社は、「乗務実績によ

夏季手当における会社が言う安



相談は国労へ

国鉄労働組合東海本部

電話: 03-5403-1658 FAX: 03-5403-1659 nru-tk-ky2@star.odn.ne.jp http://www.kokurotokai.com/

東海本部作成のパワハラ防止のポスター

協約や就業規則は不十分な点も多いと感じると思います。

で明るい職場を作ることが大切になります。

ラズメントを受けた側とハラスメントをした側での言い分の食い違ひが多々あります。しかし、人格の否定や暴言、あらゆる自由を阻害する言動などはすべてハラスメントにあたることを私達も認識したう

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1



NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

<p>診断 がん 50万円 一時的に発生 5万円</p>		<p>手術 1回につき 20万円</p>		<p>がん先進医療 1回につき 15万円</p>	
<p>特定診断 がん 50万円 一時として</p>		<p>放射線 1回につき 20万円</p>		<p>複数回診断 1回につき 50万円 がん 5万円</p>	
<p>入院 1日につき 10,000円</p>		<p>抗がん剤・ホルモン剤 1回につき 5万円 (※併せて)</p>		<p>特定保険料払込免除</p>	
<p>通院 1回につき 10,000円</p>					

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック
東京第二法人営業部
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

憲法に緊急事態条項はいらない

コロナ禍に乗じた憲法改正に反対しよう



写真は、昨年の「第90回日比谷メーデー」

7都府県に出された新型コロナウイルスの緊急事態宣言以降、不要不急の外出を控えるということで私たちの仕事や生活に不便が強いられています。こうした状況に乗じて自民党と安倍首相は、憲法改正による緊急事態条項を導入する動きを強めています。その危険性について考えてみます。

第91回メーデーは、コロナウイルスの影響で規模の縮小やネットによる配信など大きく変更をしなければならぬ状況になりました。そして「平和」といふのと人権を！5・3憲法集会2020もネットでの配信となりました。

この緊急事態宣言が発令された翌日には、安倍首相は「緊急時に国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えるか。憲法にどう位置付けるかは極めて重く大切な課題だ」と述べ、憲法改正による緊急事態条項の導入について国会の議論をすべきだと強調しました。

緊急事態宣言が日本全体に拡大されました。コロナウイルスが世界中に蔓延し、日本でも感染が広がる中で4月7日には緊急事態宣言が7都府県に出され、4月16日には緊急事態宣言が日本全体に拡大されました。

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」という法律に基づくもので、あくまでも感染防止のためのものです。発令されたことで都道府県知事が外出の自粛をはじめとして、医療に関する物資の強制収用、土地や家屋の強制使用など私権の制限が可能になりました。飲食業をはじめとした商業施設などに対しても都道府県知事は営業の自粛要請を出すことができます。これ

ら特別措置法の範囲で行われるものになっています。今回、新型コロナウイルスの感染蔓延の対策が素早く行えなかったことや商店などの営業も自粛というあいまいなものになったのは、憲法に緊急事態条項がなかったからだということを目撃者などの一部の人が言い始めています。

自民党が憲法に加えようとしている緊急事態条項は、「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」というものから始まり、国会における宣言の承認は事後でも良いとするものや緊急事態の宣言が発せら

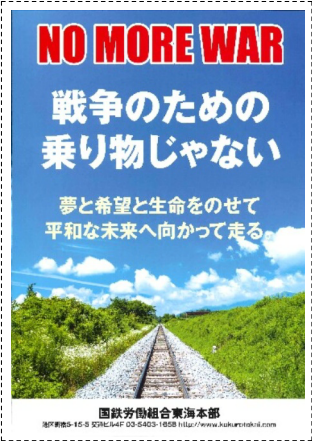
れた場合には、国民は国その他公の機関の指示に従わなければならない」として、内閣に権限を集中させることで三権分立が著しく損なわれ、国民の主権を侵害し、独裁政治を許してしま

戦前の日本では緊急事態条項と同様の緊急勅令によって治安維持法の改悪を強引に行い、ドイツでは世界恐慌のさなかに大統領緊急令が数多く出され、ナチスによる独裁政治につながって行きました。

自民党などの改憲勢力が憲法に盛り込もうとしている緊急事態条項は、緊急に名を借りた独裁政治を許す危ないものです。コロナウイルスの感染防止を理由に、憲法に緊急事態条項を加えようとするのは非常に危険な動きです。

このようなきだからこそ、憲法について職場や地域で学習を深め、改憲の危険性を広めていくことが大切です。

東海本部作成の戦争反対のポスター



東海本部作成の戦争反対のポスター

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」、火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障
+ 修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障(類焼損害費用保障、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険協を引当保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード

交運共済 (JF職域生協)

全国交通運輸業労働者共済生活協同組合